

虐待防止のための指針

ワンズ・プレイス相模原

1 理念

障がい者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障がい者虐待防止法の理念に基づき、障がい者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者虐待に該当する行為を行いません。

2 根拠となる法律と障がい者虐待の定義

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が平成24年10月から施行されました。障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について第2条第7項で次のように定義しています。

- 1 身体的虐待: 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- 2 性的虐待: 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 心理的虐待: 障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 放棄・放置: 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 5 経済的虐待: 障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止のための基本方針

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催します。尚、当該委員会は「身体拘束等適正化委員会」と同時に開催できるものとします。

①設置目的

- ・ 虐待防止のための指針の整備
- ・ 虐待防止のための職員研修の開催や内容の検討
- ・ 職員が虐待を把握した場合の市町村へ通報が迅速に行われるための整備
- ・ 職員が相談しやすい環境の整備
- ・ 職員の虐待に関する意識、ストレスチェック等の調査の実施及び分析
- ・ 虐待等が発生した場合の発生原因等の分析と再発防止策の検討

1 委員会の構成員

	役職
委員長	代表: 松澤麻子
副委員長	管理者兼サービス管理責任者: 中園裕美
委員	スタッフリーダー: 山口香織 看護師: 川上望

(2) 虐待防止委員会運用方針

①委員会の目的

虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

②委員会委員の選出

委員は以下のとおりとする。

- ・委員長は、虐待防止責任者とする。
- ・その他の委員は、上記「委員会の構成員」を参照

③委員会の開催

委員会の開催を次のとおりとする。

- ・委員会は、虐待防止に関する事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
- ・事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- ・会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

④委員会の実施

委員会は次のとおり実施する。

- ・「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- ・上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- ・虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- ・その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

⑤委員会の責務

委員会の責務は次のとおりとする。

- ・委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- ・委員会の委員長及び委員は、目頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- ・委員会は、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

4研修の実施

- ・委員長および副委員長は外部研修を受講する。
- ・職員に対し定期的な研修(年1回以上)を実施する。
- ・職員の新規採用時には採用後1ヶ月以内に研修を実施する。

5虐待発生時の対応

職員等が虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき市区町村に通報する義務がある。虐待は権利侵害であり、隠さずに通報を行うことで利用者を守る。

1 虐待発見時の対応(通報と報告方法)

- ・職員等が虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかに「相模原市南区障害者虐待防止センター」に通報し、同時に虐待防止委員長または副委員長へ報告する。
- ・職員による通報が難しい場合、当該職員は委員長または副委員長へ報告し、報告を受けた者が速やかに「相模原市南区障害者虐待防止センター」に通報する。

相模原市南区障害者虐待防止センター	南高齢・障害者相談課 042-701-7705
-------------------	----------------------------

2 通報後の対応

- ・虐待を受けたと思われる利用者のご家族へも速やかに報告し誠意をもって対応する。

- ・ 市からの連絡や立ち入り調査に協力する。
- ・ 通報をした職員に不利益が生じないよう、報告を受けた委員長ならびに副委員長は配慮する。
- ・ 事案が発生した前後の状況を時系列に調査し、背景要因の検討を行い、報告書へまとめ、ご家族へも報告する。
- ・ 再発防止策を立て、計画的に行い、委員会で定期的に検討する

3 当該事案が虐待と認定された場合

- ・ 外部の第三者にも加わっていただき、法人として検証と再発防止策を立て、これを公表する。
- ・ 虐待を行った者に対して、就業規則による処分を行う。

6 指針の閲覧について

当該指針は、事業所内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、職員や利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにします。

付則 令和4年8月1日より施行する

改訂 令和6年3月11日

改訂 令和6年8月1日

改訂 令和7年3月13日